

北九州市立「学びの多様化学校」の設置に係る検討会議 開催要綱

（目的及び開催）

第1条 本市における学びの多様化学校の設置に係る検討にあたり、「北九州市立「学びの多様化学校」の設置に係る検討会議（以下「検討会議」という。）」を開催する。

（構成員）

第2条 構成員は、不登校対策等について学識経験や専門知識を有する者、学校関係者その他の関係者の中から教育長が委嘱する。

2 構成員が欠けた場合、教育長は補欠の構成員を委嘱することができる。

（任期）

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを選任する。

2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（会議の公開等）

第5条 検討会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

（1）法令等に特別の定めがある場合

（2）北九州市情報公開条例（平成13年12月17日条例第42号）第7条に規定する不開示情報に該当する事項を協議する場合

（3）円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

（4）その他非公開とすることに相当の理由がある場合

（意見の聴取）

第6条 検討会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（守秘義務）

第7条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会学校教育部指導企画課において処理をする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他について必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年7月30日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。